

業務部速報

申10号

第4回交渉

働きがいのある鉄道車両製造事業の実現を求める申し入れ

第22項 今施策で出向となる社員が、JR 東日本統合オフィスシステム (Joi-Net) を常に関連出来る環境を整備すること。また、総合車両センター等で、常時必要な図面を取得出来るシステムを構築すること。

【確認事項】

【Joi-Net について】

- Joi-Net は使用できない (ポータルサイトの閲覧不可)。グループ内で情報共有できるシステムを事業移管時に使用できるようにする (インターネット、メールは使用可)。
- 従来のように Joi-Net で試験や研修の案内を閲覧できなくなるが、出向者への周知は職場において事務担当者が検討して掲示等で対応することはできる。
- 事務取扱いは、基本的に出向者と人事課の担当者の扱いになるが、最終的には支社で判断することになる。

【図面管理システムについて】

- 図面管理システムは本施策と直接関係なく、現行通り使用できる。総合車両センター等での取り扱いは変わらない。車両メーカーの図面の取扱いは守秘義務を伴うので使用方法については検討中。

第23項 労使が安全について議論出来る場として、安全衛生委員会を継続して開催すること。また、産業医が助言指導を的確に行える体制を確立すること。

【確認事項】

- 法令に基づき取り扱うものであり、現行と同じ体制が基本となる。具体的には、J-TREC で検討している。
- 特殊健康診断、作業環境測定は、法令に基づき継続していく。

第24項 業務移管後の36協定は、事業所毎に締結すること。また、便宜供与等のルールについては労働協約に則り取り扱うこと。

【会社回答】

【36 協定について】

- 36 協定の締結権はグループ会社にあるので、本体として言えることはない。
- J-TREC・E-TEC の時間外労働の限度時間は、JR よりも長いと聞いている。時間外労働の実績はそれほど多くない。

【便宜供与について】

- 労働組合の正当な活動を拒むものではない。JR 東日本として便宜を図るというものではなくなるので、基本的にはグループ会社と労働組合の取り扱いになる。

36協定の事業所単位での締結と職場でのJR東労組運動の保障を求め、対立!

- ◆職場では不安の声が今でも多く出されている。交渉では「グループ会社で決めることになる」という会社回答が多かったが、JRが決めるべきだ!!
- ◆組合員は施策に真正面から向き合ってきた。その組合員の想いに応えるためにも、会社も責任を持つべきだ!!

交渉の最後に職場の想いを伝え、交渉終了!!